

介護老人福祉施設

重要事項説明書



特別養護老人ホーム美香苑

目 次

1.	事業者	3
2.	ご利用施設	3
3.	ご利用施設であわせて実施する事業	3
4.	事業の目的と運営の方針	3
5.	施設の概要	4
6.	ご利用いただける方	4
7.	ご利用方法	4
8.	保険給付対象サービス	5
9.	保険給付対象外サービス	7
10.	費用について	7
11.	非常災害時の対策	7
12.	通院について	8
13.	入院が必要になった場合の対応について	8
14.	当施設利用の際にご留意いただく事項	8
15.	家庭復帰の支援について	9
16.	情報公開について	9
17.	苦情の申立て	10
18.	個人情報の保護について	10
19.	サービスの質の確保について	11
20.	看取り介護の取組みについて	11
21.	実習生の受け入れについて	11
22.	第三者評価の実施状況	12
23.	入所者利用料金表	12～15

1. 事業者

＜事業者名称＞	社会福祉法人 八千代美香会
＜法人所在地＞	千葉県八千代市村上641
＜代表者氏名＞	理事長 綱島 照雄
＜電話番号＞	047-482-8670

2. ご利用施設

＜施設の名称＞	指定介護老人福祉施設 美香苑
＜介護保険指定番号＞	千葉県 第1272600022号
＜施設所在地＞	千葉県八千代市村上641
＜施設長氏名＞	施設長 野添 江利子
＜電話番号＞	047-482-8670

3. ご利用施設であわせて実施する事業

居宅介護支援事業	地域包括支援センター
短期入所生活介護事業	介護予防短期入所生活介護事業
通所介護事業	
介護予防日常生活支援総合事業	通所型サービス
認知症対応型共同生活介護事業	
認知症対応型通所介護事業	介護予防認知症対応型通所介護事業

4. 事業の目的と運営の方針

〔事業の目的〕

介護保険法の理念に基づき、施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする。

〔施設運営の方針〕

- 1) 施設は、介護保険法の基本理念に基づき、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように運営するものとする。
- 2) 施設は、入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。
- 3) 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

5. 施設の概要（短期入所等の事業を含む。）

＜開設＞ 平成元年5月 ＜利用定員＞ 65名 ＜敷地＞ 3517.72㎡
 ＜建物構造＞ 鉄筋コンクリート造3階建 ＜建物面積＞ 2945.96㎡

1) 居室

個室：4部屋	2人室：7部屋	4人室：14部屋
--------	---------	----------

2) 主な設備

食堂：	1室（173.46㎡）	静養室：	1室
機能訓練室：	1室（33㎡）	サービスステーション：	5室
一般浴室：	2室	洗濯室：	1室
特別浴室：	1室（家庭浴槽併設）	スプリンクラー：	全館
医務室：	1室	冷暖房：	全館
ダイニング：	1室		

3) 職員（短期入所生活介護利用者の為の職員を含む）（令和3年4月1日時点）

職種	員数	勤務体制など	休暇
施設長 施設部長 生活相談員 管理栄養士 事務員	1 1以上 1以上 1以上 1	日勤 9：00～17：45	4週8休
介護職員	22 以上	早番 7：15～16：00 早番 7：30～16：15 日勤 8：00～16：45 遅番 10：45～19：30 夜勤 17：00～ 9：30	
看護職員	3以上 (内1は常勤)	早番 8：30～17：15 日勤 9：15～18：00	
介護支援専門員	1以上	日勤 9：00～17：45	
機能訓練指導員	(1)以上	原則として毎月2回土曜日の午後	
医師	(1)	原則として週1回（午後から）	

() は非常勤・嘱託

6. ご利用いただける方

市町村の行う要介護認定にて『要介護状態（要介護3～5）』と認定された方で居宅において常時介護を受けることが困難な方。かつ、入院治療を必要とせず、他に感染の恐れのある疾患がない方。

7. ご利用方法

原則として当施設所定の健康診断書を事前に提出していただきます。重要事項をご説明した上で利用契約を締結し、ご利用いただけます。

8. 保険給付対象サービス（介護保険で利用できるサービス）

1) 施設サービス計画（施設ケアプラン）の作成

施設サービス計画とは、利用者がその心身の状況や生活環境に応じて適切に施設サービスを利用できるよう、個別にサービスの種類、内容、頻度等を定めた計画のことです。計画作成の際、ご本人またはご家族の同意が必要となります。〔作成担当者：介護支援専門員〕

※担当者は都合により変更になる場合がございます。

※施設サービス計画の作成、見直しの際に要介護認定有効期間内にサービス担当者会議（ご意向によりテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行う事も可能です）を開催します。ご本人またはご家族の意向を元に計画するため、ご家族の参加が可能か事前にお伺い致します。

2) 個別の施設サービス計画に基づいて、次のようなサービスがご利用いただけます。

① 食事

食事時間は朝食8時、昼食12時、夕食6時です。歯の具合や健康状態によって主食はごはん・全粥、おかずは常食・きざみ・極きざみ・ミキサー食を用意いたします。代替食、治療食及び経管栄養の濃厚流動食等への対応については、主治医の指示により対応が可能な場合は対応いたします。（別途、費用がかかる場合があります。）基本的に食堂での食事とし、介助の必要な方には状況に応じて介助をしています。各季節のメニューや、月1回程度の行事食も取り入れています。

利用者一人ひとりの栄養状態や摂食状況を重視した栄養ケア計画を個別に策定し、栄養状態を改善する取組（栄養ケア・マネジメント）を行います。

② 入浴

週2回行っています。身体状況によって、特別浴・中間浴・一般浴のいずれかをご利用いただきます。それぞれに職員が介助いたします。

〔特別浴〕起立や歩行ができない方が対象の機械式の浴槽です。

〔中間浴〕起立ができる方が対象で、家庭にあるタイプの一人用浴槽です。

〔一般浴〕歩行ができる方が対象で、銭湯のような大浴槽です。

※入浴日は、各生活単位（フロアー）によって異なります。

③ 排泄

おむつ利用の方には、定期的に交換しています。交換時間は1日4回の定時交換と、ご希望時やご本人の状況により随時交換いたします。おむつの種類は紙おむつ（平形・パンツタイプ）、尿取りパット、状況に応じ布おむつを使用いたします。

※身体状況等により、居室へのポータブルトイレの設置やトイレへの誘導や見守り等、必要な介助を行います。

〔定時交換：9:00 13:30 19:00 3:00 〕

④ 健康管理

施設の看護職員及び協力病院の医師によって健康管理を行っています。日常的な検温・血圧測定・内服薬の管理や健康状態の観察・処置、医師による週1回の回診、年1回以上の健康診断等を実施しています。

ア) 利用者が外部の医療機関に通院する場合は、可能な範囲で付き添いいたします。また、歯科についても必要に応じて往診、または外来受診による治療が受けられます。(家族付添をお願いすることもあります。)

イ) 緊急時は協力病院に連絡し必要な対応を行うと共に、ご家族にも連絡いたします。

協力医療機関	新八千代病院	八千代市米本2167
		Tel 047-488-3251
	回診日	毎週1回 午後1時30分～2時30分
※回診日・時間・担当医は都合により変更になる場合があります。		

⑤ 機能訓練

身体状況等により必要ある場合は理学療法士による指導を行います。

(毎月2回 土曜日の午後) 個別的な機能訓練を実施しています。また、都合により変更・中止になる場合があります。

⑥ 日常生活上の介護

- ・更衣、洗濯、洗面、移動、体位変換、整容等の介助を必要に応じて行います。
- ・シーツ交換は居室により曜日が異なりますが原則週1回で行なっております。

⑦ 社会生活上の便宜

ア) 当施設では必要な教養娯楽設備を整え、適宜レクリエーション行事を企画、実施しております。

- ・主な娯楽設備……カラオケ、新聞、雑誌、大型テレビ等
- ・レクリエーションやクラブ活動(書道、生け花、音楽、工作等)

※材料費等実費のかかるものがあります。

- ・行事(納涼会、敬老会、開苑記念、もちつき、新年会、外出行事等)

イ) 要介護認定の更新申請、各種年金の証明等の行政手続きを、利用者やご家族が行えない場合に利用者の同意のもとで代行いたします。(郵送代等は自費となります。)

⑧ 相談及び援助

当施設は、利用者及びご家族からの相談に適切に応じ、必要な情報の提供や援助を行います。【担当：生活相談員】

9. 保険給付対象外サービス（実費を負担していただくものです。）

① 食費

食材料代及び調理費用（日額）

② 居住費

多床室においては光熱水費、従来型個室においては光熱水費と室料（日額）

③ 理髪・美容代

毎月2回程度、出張による理髪サービスが利用できます。介護職員まで申し込んでください。

④ 金銭管理費（月額1000円）

金銭管理に関しましては、利用者の預り金等の取り扱い規程に基づき管理いたします。また入所者の通院費や買い物などの精算をする為、預り金（5000円）をさせて頂き、使用した額を利用料金として請求させて頂きます。必要に応じて預金通帳と通帳印をお預りさせて頂く場合がございます。金銭管理申込等に関しましては別紙金銭管理申込書及び預り金等における合意書においてご確認頂きます。

<内容>

○施設利用料、日用品費、教養娯楽費

○買い物などの支払

○必要な医療を受けた場合の支払い代行（通院費・薬剤費など）

但し入院時一時金は除きます。

上記は請求書、領収書に明記させて頂きます。

⑤ 利用者の選定により提供するもの

外注による食事の注文、クラブ活動の材料費、日常生活品の購入代金、外出の際の費用等。

10. 支払方法

別項『22. 入所者利用料金表』にてご説明いたします。費用のお支払いは、毎月20日頃に前月分の請求書を発行いたします。お支払方法は、指定口座より自動引き落とし（翌々月4日に引き落とします。4日が土、日、祝日の場合は翌営業日とします）または現金にてお支払となります。

例) ○4月分サービス利用料請求書郵送・・・5月20日前後

○4月分サービス利用料自動引き落とし・・・6月4日前後

※引き落としができなかった場合、現金でのお支払いもしくは翌月に前月分と当月分の合算した額を引き落としさせて頂きます。

11. 非常災害時の対策

別途定める『消防計画』により対応いたします。尚、カーテン等には防災適合品を使用しています。

〔防火管理者〕 寺村 保彦

〔管轄消防署〕 八千代消防署

防火設備	・自動火災報知機 ・屋内消火栓 ・スプリンクラー ・誘導灯 ・防火扉 ・非難階段 ・非常通報装置 ・ガス漏れ警報機 ・防災倉庫（テント、発電機等）
------	---

非常災害、感染症の発生時の対策として入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画策定を行うとともに定期的な見直しを図り、想定訓練等を実施します。

1 2. 通院について

回診以外に通院の必要がある場合は、主治医の指示のもと、協力病院に通院いたします。また、協力病院診療科目以外に通院が必要な場合は最寄りの医療機関に通院いたします。必要に応じてご家族にも状況をご説明いたします。

1 3. 入院が必要になった場合の対応について

入院治療の必要が生じた場合は、協力病院または対応可能な診療科目のある病院に入院の手続きをとります。入院の際はご家族の方にもご連絡いたしますので、対応をお願いいたします。あらかじめご希望の医療機関等がある場合は入所時等にご相談下さい。原則として協力病院への入院手続きをとることになります。

一般病院等への入院の場合は、原則として7日以内の退院であれば、退院後再び施設での生活が可能となります。（契約は継続し、費用も発生いたします。）7日を超えて3ヶ月以内に退院した場合には、利用者の希望により再び施設に入所できるように配慮いたします。

1 4. 当施設利用の際にご留意いただく事項

介護老人福祉施設は、従来からの特別養護老人ホームと同じように、身体的、精神的に重度の障害を持った方々がご利用されています。そのような方々の状態に合わせて専門的な介護が提供できる反面、集団生活の場でもあり、生活上の決まりも必要になります。なるべく個別的な対応を尊重してまいります。設備、スタッフ数等の制約で個別的な対応が無理な場合もありますので、ご理解の程お願いいたします。

① 面会

面会者は、事前にお電話でご予約の上で面会室等の定められた場所にて面会が可能です。来苑時には手洗い、手指の消毒、検温等にご協力をお願い致します。受付に備付の面会簿に必要事項を記入し、面会して下さい。但し感染症の流行期などにおいては状況により、面会を中止とさせて頂く場合があります。ご意向によりテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行う事も可能です。また、食べ物を持参した場合はお手数ですが職員にお伝えいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

② 外出・外泊

行き先と帰りの時間を施設に届け出てください。事故防止のため利用者単独での外出は原則として禁止しています。感染症の流行状況やご本人の健康上の理由によりご遠慮いただく場合がございます。

③ 居室・設備・器具等の利用

施設内の居室や設備、器具等は本来の用法に従ってご利用下さい。ご利用になる居室の決定や変更は施設で決定させていただきますのであらかじめご了承下さい。

④ 喫煙

喫煙は所定の喫煙コーナーをお願いいたします。居室内やベッド上での喫煙はできませんのでご了承下さい。

⑤ 迷惑行為等

他の利用者の迷惑となるような宗教活動、政治活動、営利活動その他の行為はご遠慮願います。また、無断で他の利用者の居室に立ち入らないようご注意ください。

⑥ 所持品の持ち込みについて

入所時に必要な所持品は別紙でご案内いたします。家具、ペット、大型テレビ等の持ち込みはできません。その他の物品についてはあらかじめ生活相談員にご相談下さい。

⑦ ご家族の住所等の変更

住所、電話番号等に変更があった場合は速やかにご連絡をお願いいたします。

15. 家庭復帰の支援について

当施設では入所時に、将来において家庭復帰できる可能性があるかどうか確認させていただくと共に、入所後においても利用者の心身の状態が改善した場合や、家庭生活が可能となった場合等に家庭復帰できるよう必要な支援を行います。

住宅改造、在宅福祉サービスの利用等のご相談、お住まいの地域での相談機関や居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者のご紹介等に応じておりますので必要な場合はご相談下さい。

窓口	在宅介護支援センター 美香苑 [電 話] 047-483-8885 [FAX] 047-483-3431
----	--

16. 情報公開について

当施設では利用者やご家族の皆様及び関係者の皆様に施設の運営状況等の情報を窓口での閲覧の方法で公開しております。ご利用の場合は事務所受付にお申し付け下さい。

公開内容	法人関係	法人・施設の名称、住所、事業の種類、施設・設備の状況、財務諸表、監事監査報告書
	施設関係	事業計画書、事業報告書、利用状況、サービス提供状況、職員の体制、利用手続き、利用料 等

17. 苦情の申し立て

社会福祉法第82条の規定により、本事業所では苦情解決責任者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努める事と致します。

苦情解決責任者	施設長 野添 江利子 [Tel] 047-482-8670
苦情解決担当者	主任生活相談員 黒田 純一郎 [Tel] 047-482-8670
苦情解決第三者委員	社会福祉法人八千代美香会評議員 宮崎 弘 [Tel] 047-482-8498 小川 英明 [Tel] 047-431-1421
八千代市長寿支援課	[Tel] 047-483-1151
市 課	[Tel]
千葉県国民健康保険 連合会介護保険課 苦情処理係	[Tel] 043-254-7428

[苦情申し立ての例]

- ・褥瘡（床ずれ）ができた ・プライバシーが守られていない
- ・十分な説明がない ・契約内容に反している
- ・人権侵害をうけた ・他、施設サービスの提供に関わるすべての苦情

[苦情申し立てから解決までの流れ]

- 1) 苦情申し立て…担当者に電話・面接・文書・FAX 等により申し出ます。
- 2) 内容の確認……担当者が苦情の申し立て内容について確認をいたします。
- 3) 検討会議……調査確認を行い、必要に応じて検討会議を開きます。
- 4) 話し合い……申立者と施設側での話し合いを行います。
- 5) 解決………再発防止策を検討・実施いたします。

18. 個人情報の保護について

個人情報保護法、その他の関係法令により個人情報利用についての同意書を交わし、同意の内容を遵守した取り扱いとします。

19. サービスの質の確保について

① 感染症および災害対策管理体制の強化について

感染症や災害への対策を基準上明確化し、事業継続可能な感染症および災害対策管理体制の徹底を図ります。

② 介護事故に対する安全管理体制の強化について

介護事故への対策を基準上明確化し、安全対策担当者を定め委員会の開催、研修等を定期的に実施し安全管理体制の確保に努めます。

③ 利用者虐待防止、身体拘束廃止に向けた取組みの強化について

利用者の尊厳を守り虐待防止や身体拘束廃止に向けた取り組みを基準上明確化し、担当者を定めサービスの質の確保に努めます。身体拘束については、原則として行わず、例外的に行う場合においても理由等の記録を整備します。

20. 看取り介護の取組みについて

① 自己決定と尊厳を守る看取り介護

本人の意思ならびに家族の意向を尊重し、医師や施設職員から十分な説明が行われ、本人または家族の同意を得た時点で行います。

② 看護職員と病院の協力体制について

看護職員と協力医療機関の連携により、24時間連絡体制を確保し、健康上の管理を行う体制を確保いたします。

③ 看取りの施設整備について

個室の確保（静養室等）や緊急時職員連絡体制、看取りに関する職員教育を行います。

④ 本人、家族への支援について

継続的に本人や家族の状況を把握すると共に、訪問、電話等で連絡を行い、介護面、精神面での援助を行います。また死後の援助として必要に応じては家族支援（葬儀の調整、遺留金品引渡し、荷物の整理、相談対応等）を行います。

21. 実習生の受け入れについて

当施設では介護福祉士、社会福祉士、訪問介護員等を養成する専門学校等の養成機関からの依頼を受け、現場実習の受け入れを行います。実習生が期間中に一人の利用者を受け持ち、実際の援助をさせていただくこともあります。実習生が利用者の方々に対して適切な援助を行えるよう養成機関や当施設従業者により指導を行っていきます。なお実習生も従業者と同様に個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。

22. 第三者評価の実施状況

あり	実施日	令和 年 月 日
	評価機関名称	
	結果の開示	1、あり 2、なし
なし		

23. 入所者利用料金表

①基本料金（日額）

[多床室]

要介護度	施設サービス費	食費	居住費
1	589単位	第4段階 1750円 (食費内訳)	(令和6年7月31日まで) 第4段階 1120円
2	659単位	朝食 400円	第3段階 370円
3	732単位	昼食 650円	第2段階 370円
4	802単位	おやつ代 100円	第1段階 0円
5	871単位	夕食 600円	(令和6年8月1日～)
		第3段階② 1360円	第4段階 1120円
		第3段階① 650円	第3段階 430円
		第2段階 390円	第2段階 430円
		第1段階 300円	第1段階 0円

[個室]

要介護度	施設サービス費	食費	居住費
1	589単位	第4段階 1750円 (食費内訳)	(令和6年7月31日まで) 第4段階 1440円
2	659単位	朝食 400円	第3段階 820円
3	732単位	昼食 650円	第2段階 420円
4	802単位	おやつ代 100円	第1段階 320円
5	871単位	夕食 600円	(令和6年8月1日～)
		第3段階② 1360円	第4段階 1440円
		第3段階① 650円	第3段階 880円
		第2段階 390円	第2段階 480円
		第1段階 300円	第1段階 320円

[各段階の解説] ※補足給付は世帯全員が市町村民税非課税の場合が対象。

第1段階……世帯全員が市町村民税非課税であって、生活保護受給者または老齢福祉年金受給者の方。

第2段階……世帯全員が市町村民税非課税であって、非課税年金等を含む公的年金収入金額及びその他の合計所得金額が年間80万円以下の方。

第3段階①世帯全員が市町村民税非課税であって、非課税年金等を含む公的年金収入金額及びその他の合計所得金額が年間80万円～120万円以下の方。

第3段階②世帯全員が市町村民税非課税であって、非課税年金等を含む公的年金収入金額及びその他の合計所得金額が年間120万円を超える方。

第4段階……上記のいずれにも当てはまらない方。

② 各種加算内容

安全対策体制加算	20単位/ 初日のみ	【初期加算】 (30日まで)	30単位/日
看護体制加算Ⅰ2	4単位/日	看護体制加算Ⅱ2	8単位/日
日常生活継続支援加算Ⅰ	36単位/日	栄養マネジメント強化加算	11単位/日
夜勤職員配置加算Ⅰ2	13単位/日	認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位/日
夜勤職員配置加算Ⅲ2	16単位/日	認知症専門ケア加算Ⅱ	4単位/日
認知症チームケア推進加算Ⅰ	150単位/月	協力医療機関連携加算Ⅰ	100単位/月
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120単位/月	協力医療機関連携加算Ⅱ	5単位/月
退所時情報提供加算	250単位/回	【新興感染症等施設療養費】	240単位/日
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3単位/月	【口腔衛生管理加算Ⅰ】	90単位/月
【褥瘡マネジメント加算Ⅱ】	13単位/月	【口腔衛生管理加算Ⅱ】	110単位/月
【経口維持加算Ⅰ】	400単位/月	【経口維持加算Ⅱ】	100単位/月
【経口移行加算】	28単位/日	【再入所時栄養連携加算】	200単位/回
【療養食加算】	6単位/回	科学的介護推進体制加算Ⅱ	50単位/月
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100単位/月	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位/月
個別機能訓練加算Ⅰ	12単位/日	個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月
個別機能訓練加算Ⅲ	20単位/月	自立支援促進加算	280単位/月
【排せつ支援加算Ⅰ】	10単位/月	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位/日
【排せつ支援加算Ⅱ】	15単位/月	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位/日
【排せつ支援加算Ⅲ】	20単位/月	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位/日
ADL維持等加算Ⅰ	30単位/月	【外泊時費用】	246単位/日
ADL維持等加算Ⅱ	60単位/月	(月6日限度※月またぎは最大12日)	
【若年性認知症利用者受入加算】		120単位/日	
【看取り介護加算Ⅰ】	死亡日以前31～45日以下 72単位/日 死亡日以前4～30日以下 144単位/日 死亡日の前日及び前々日 680単位/日 死亡日 1280単位/日		

※【 】は対象者のみの算定となります。

※ は枠内の内、いずれかの算定となります。

③ 特別な加算

(令和6年4月1日～令和6年5月31日まで)

A、介護職員処遇改善加算 I

この加算は①の施設サービス費と②の各種加算を合計(月額計算)したものに0.083をかけた金額になります。(小数点以下は四捨五入)

B、介護職員等特定処遇改善加算 (I)

この加算は①の施設サービス費と②の各種加算を合計(月額計算)したものに0.027をかけた金額になります。(小数点以下は四捨五入)

C、介護職員等ベースアップ等支援加算

この加算は①の施設サービス費と②の各種加算を合計(月額計算)したものに0.016をかけた金額となります。(小数点以下は四捨五入)

(令和6年6月1日～上記加算A・B・Cが一本化となります)

介護職員等処遇改善加算 (I)

この加算は①の施設サービス費と②の各種加算を合計(月額計算)したものに0.140かけた金額になります。(小数点以下は四捨五入)

④ 介護保険1割分自己負担計算方法 (1単位=5級地10.45円)

(①施設サービス費) + (②各種加算) + (③A・介護職員処遇改善加算=①+②×0.083) + (③B・特定介護職員等処遇改善加算=①+②×0.027) + (③C・介護職員等ベースアップ等支援加算=①+②×0.016)
×介護保険負担割合証に記載された割合= (自己負担分)

注1) 各種加算の算定状況は、職員体制やサービスの実施状況、各利用者の身体状況など、一定の要件により変動が御座います。その際には、別途加算にかかる費用の合計に負担割合証の割合を乗じた額(小数点以下切り捨て)がかかります。

注2) 入院・外泊などで外泊時費用を算定する場合、その算定期間において外泊時費用に加えて居住費が発生します。

注3) 以下のような場合で『個室』を利用する場合は『多床室』の料金体系を適用します。

ア) 感染症等により個室に入所する必要があると医師が判断し、個室への入所期間が30日以内であるもの。

イ) 著しい精神状況等により、個室への入所の必要があると医師が判断したもの。

注4) おむつ・洗濯代金は上記の料金に含まれています。

注5) 介護保険制度改正の際に利用料金のみの変更である場合は、別紙にてご説明およびご契約を取り交わす形を取らせて頂きますのでご了承ください。

⑤その他

項目		金額
理美容費		1 回 1 7 0 0 円
金銭管理代行		1 ヶ月 1 0 0 0 円
教養娯楽費 (行事参加費、クラブ活動費など)		実費
記録や資料などの複写物		1 枚あたり 1 0 円
日用品費	歯ブラシ	1 本 7 0 円
	歯磨き粉	1 個 1 3 0 円
	入れ歯安定剤	1 個 1 1 0 0 円
	B O Xティッシュ	1 箱 1 0 0 円
	ウェットティッシュ	1 箱 3 0 0 円
	入れ歯洗浄剤	1 回あたり 2 0 円
	単 2 電池	1 本 9 0 円 5 0 円 5 0 円
	単 3 電池	
	単 4 電池	
	ノート (B 5)	1 冊 6 0 円
	流せるペーパータオル	1 袋 3 個入 3 0 0 円
	眼科用清浄綿	16 包入 2 0 0 円
	ボディソープ デリケート肌用 (ボトル、詰替用)	1 本 1 4 5 0 円 1 パック 詰替用) 9 2 0 円
	T V設置代金 (電気代)	1 カ月 3 0 0 円

※他の日用品に関しましては、購入にかかった費用を負担していただきます。

※上記一覧は、令和 5 年 6 月 1 日時点の価格表となります。価格は、市場価格に合わせて随時変動する場合がございますので、請求金額につきましては、請求書の内容をもって代えさせていただきます。

重要事項説明書の同意書

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設 美香苑 を利用するにあたり、ご利用者に対して、本書面にて重要事項について説明しました。

事業者	[事業者名称]	社会福祉法人 八千代美香会
	[施設名称]	指定介護老人福祉施設 美香苑
	[介護保険指定番号]	千葉県 第1272600022号
	[施設所在地]	千葉県八千代市村上641
	[代表者氏名]	理事長 綱島 照雄 ㊞
	[説明者氏名]	主任生活相談員 黒田 純一朗 ㊞

私は、指定介護老人福祉施設 美香苑 を利用するにあたり、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、これに同意しました。

利用者 [氏名] _____

法定代理人 [氏名] _____

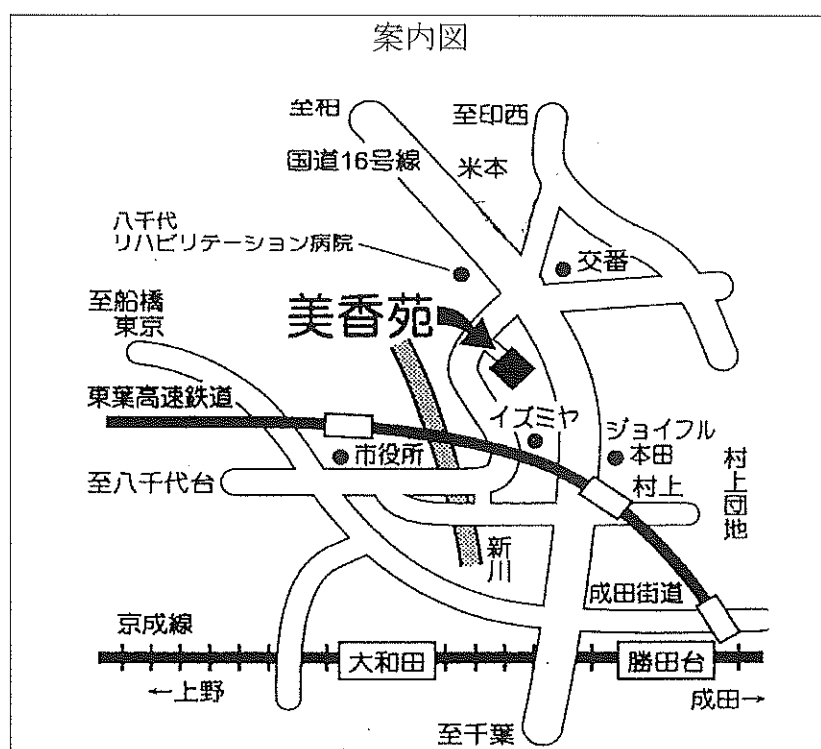
身元引受人 [氏名] _____

(続柄 _____)

～交通のご案内～

☆電車・バスご利用の場合

- ・京成線 勝田台駅下車
東洋バス「米本団地行き」にて、「八千代リハビリテーション病院」
下車 徒歩 5分
- ・東葉高速線 八千代中央駅下車
東洋バス「米本団地行き」にて「立野台」下車 バス停前



指定介護老人福祉施設 美香苑

〒276-0028

千葉県八千代市村上641

TEL 047-482-8670 FAX 047-483-3431

令和6年4月1日改定

